

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	松 本 研
同	今 野 典 人

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 4 年 9 月 5 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

1 暫定的な停止勧告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条第 4 項では、住民監査請求における暫定的な停止勧告について規定しており、監査委員は、次の要件の全てを満たす場合、理由を付して監査の手續が終了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告することができます。

- ・当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があると認めるとき
- ・当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるとき
- ・当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき

本件請求においては、請求人は、市長が「国葬に参加する場合」に「公費の利用」をしないように求めています。が、「公費の利用」についてはこの要件を満たしてはいないと判断し、暫定的な停止勧告を行わないこととしました。

2 監査の実施について

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の損害の防止・是正等をするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「9 月 27 日に予定されている安倍晋三元総理大臣の国葬に山中竹春横浜市長が参加する場合には、公費の利用をしないように勧告すること。」

（裏面あり）

と記載している一方で、事後的に当該行為を是正等するために求める措置は記載していません。

このため、本件請求は、令和4年9月28日以降においては法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たさないと判断し、9月28日以降の監査は実施しないことに決定しました。